

福島県廃棄物処理計画の改定について

令和 3 年 2 月 1 日
一般廃棄物課
産業廃棄物課

1 改定の趣旨

福島県廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月改定。以下「計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく法定計画であり、今年度終期を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢、その他関連する計画の改定状況等を踏まえ、改定を行うものである。

2 計画の位置付け

ふくしま新生プラン（福島県総合計画）の部門別計画である福島県環境基本計画（第 4 次改定）の個別計画として、同計画に掲げた「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現－循環型社会の形成－」を実現するための廃棄物分野の基本となる計画である。

3 計画の概要

現計画では、以下の事項を基本的な方針等として施策に取り組むこととしている。

(1) 一般廃棄物の処理

ア ごみ処理

- ・ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進
- ・ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進
- ・ごみの適正処理の推進

イ 生活排水処理

- ・生活排水の適正処理の推進
- ・生活排水処理施設等の効率的な整備の促進
- ・生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

(2) 産業廃棄物の処理

- ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の推進
- ・産業廃棄物処理施設の適切な整備

(3) 廃棄物の不法投棄防止対策

- ・廃棄物の不法投棄防止対策の推進

(4) 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

- ・放射性物質に汚染された廃棄物（8,000Bq/kg 以下）の処理の促進

4 計画改定に当たって踏まえるべき社会情勢等

計画改定に当たっては、以下のような国際的な社会情勢や国の状況、東日本大震災後の本県の状況を踏まえることとする。

(1) 国際的な社会情勢等

- ・SDGs の達成に向けた取組の活性化
- ・パリ協定の気温上昇抑制の目標達成に向けた対応の本格化
- ・海洋プラスチックごみ問題の顕在化
- ・新型感染症対策に伴う生活様式の変化
- ・デジタル化の進展 など

(2) 国の状況

- ・2050 年カーボンニュートラル宣言（令和 2 年 10 月）
- ・プラスチック資源循環戦略の策定（令和元年 5 月）及びこれを踏まえたレジ袋有料化義務付け（令和 2 年 7 月）を始めとした法制化等の動き
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年 10 月）

- ・気象災害の激甚化・頻発化等を踏まえた国土強靱化への対応強化
- ・浄化槽法の改正（令和元年6月） など

(3) 本県の状況

- ・面的除染終了（平成30年3月）
- ・中間貯蔵施設の整備及び除染土壌等の輸送に一定の見通し（輸送のおおむね完了：令和3年度）
- ・汚染廃棄物の滞留解消
- ・特定復興再生拠点整備の進展
- ・環境省との環境施策推進に関する連携協力協定の締結（令和2年8月）
- ・1人1日当たりのごみ排出量の高止まり、ごみのリサイクル率の低迷
- ・福島県海岸漂着物等処理推進地域計画の策定（令和元年5月）
- ・福島県食品ロス削減計画（仮称）の策定に向けた取組（令和3年度～）
- ・令和元年東日本台風等への対応（令和元年10月～）
- ・福島県災害廃棄物処理計画の策定（令和3年3月予定）
- ・浄化槽法定検査受検率の低迷
- ・産業廃棄物の最終処分率の高止まり
- ・PCB廃棄物の処分期限の到来（令和4年3月、同5年3月、同9年3月）
- ・不法投棄ゼロの未達成 など

5 計画期間について

上位計画である、福島県総合計画及び福島県環境基本計画との整合を図りながら設定する。

6 今後のスケジュールについて

- 令和3年2月 環境審議会（全体会）
- 令和3年3月 環境審議会（第2部会 施策の方向性の審議）
- 令和3年5月 環境審議会（第2部会 計画素案の審議）
- 令和3年6月 パブリックコメント
- 令和3年8月 環境審議会（第2部会 計画案の審議）
- 令和3年9月 環境審議会（全体会 答申案の審議）、答申

《参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）》

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。